

公益社団法人北海道交通安全推進委員会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人北海道交通安全推進委員会（以下「本委員会」という。）定款第4条第1項第4号の規定に基づき、交通安全功労者等の表彰に関する基本的事項を定めることにより、その適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 交通事故死ゼロ運動顕彰
- (2) 交通安全指導員・奉仕員表彰
- (3) 交通安全母の会会員表彰
- (4) 一般表彰
- (5) 業務貢献表彰

(交通事故死ゼロ運動顕彰)

第3条 交通事故死ゼロ運動顕彰は、交通事故死ゼロの継続期間が基準日数に達した市町村の交通安全推進委員会に対して、表彰状を贈呈する。

(交通安全指導員・奉仕員表彰)

第4条 交通安全指導員・奉仕員表彰は、永年にわたり交通安全運動推進のために活躍した交通安全指導員又は交通安全奉仕員に対して、表彰状を贈呈する。

(交通安全母の会会員表彰)

第5条 交通安全母の会会員表彰は、永年にわたり子供や高齢者などに対する交通安全運動推進に活躍した交通安全母の会会員等に対して、表彰状を贈呈する。

(一般表彰)

第6条 一般表彰は、地域又は職域等において、交通安全推進のため顕著な活躍をした個人又は団体に対し、感謝状を贈呈する。

(業務貢献表彰)

第7条 業務貢献表彰は、本委員会の業務遂行のため顕著な貢献をした個人又は団体に対し、次の掲げる区分により表彰する。

- (1) 交通安全推進事業及び交通遺児育英事業等寄付表彰は、交通安全推進事業、交通遺児育英事業等に寄付を行ったものに対し、感謝状を贈呈する。
- (2) 創意考案等表彰は、交通安全に関する創意考案物品製造などにより、顕著な功績があったものに対し、感謝状を贈呈する。
- (3) 各種入賞者等表彰は、本委員会が主催又は協賛して行う各種コンテスト、優良実践事例募集等において特に優れた成績を収めたものに対し、賞状を贈呈する。
- (4) 交通安全推進員表彰は、市町村交通安全推進委員会の推進員で、永年勤務したものに対し、感謝状を贈呈する。
- (5) 役員表彰は、本委員会の役員として、永年にわたり会の運営並びに交通安全の推進に功績のあったものに対し、感謝状を贈呈する。
- (6) 職員表彰は、本委員会職員として、永年にわたり職務に精励したものに対し、表彰状を贈呈する。

(表彰の方法)

第8条 表彰状、感謝状及び賞状の贈呈は、副賞を添えて行うことができる。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、本委員会の設立登記のあった日（平成23年3月1日）から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。